**○農林水産省告示第千八百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

川崎町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十二年七月一日農林省告示第九百九十二号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成三年三月五日農林水産省告示第二百七十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百十九号**

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び取下げ年月日 |
|---|---|---|---|
| Chrysanthemum x morifolium Ramat. | 精の一世２ | イノチオ精興園株式会社<br>広島県府中市鵜飼町531番地８ | 第30848号<br>平成29年10月10日 |
| Flammulina velutipes (Fr.) Sing. | 大木の恵AI－９ | 株式会社大木きのこ種菌研究所<br>福岡県三潴郡大木町大字上八院1637番地 | 第29666号<br>平成29年10月６日 |

**○農林水産省告示第千八百二十号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年十月六日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

| 仮登録番号 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|
| 仮生第442号 | 搾油生ごみ肥料 | 学校法人東京農業大学 | 東京都世田谷区桜丘一丁目１番１号 |

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八百二十一号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　齋藤　健

輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第10842号、輸第11260号、輸第100036号

変更前　東京都港区西新橋三丁目３番１号西新橋ＴＳビル

変更後　東京都港区西新橋三丁目３番１号ＫＤＸ西新橋ビル

**○経済産業省告示第二百六十一号**

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録の区分 | 国内登録検査機関 |
|---|---|
| 一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） | 株式会社コスモス・コーポレイション<br>三重県度会郡度会町大野木３５７１番地２ |

登録年月日　平成二十九年十一月二十一日